

食品専門展示会出展支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和3年4月21日付けブランド第39号

(趣旨)

第1条 島根県における食品製造業は、全市町村に立地する唯一の製造業であり、原材料供給の1次産業から3次産業まで幅広い波及効果の可能性を秘めた、県下全域で地域経済を支える重要な産業である。

本事業は、食料品及び飲料製造事業者（以下「食品等製造事業者」という。）が行う県外の食品専門展示会への出展を支援し、マーケットニーズ、自社商品の課題等の把握及び販路拡大を促進することにより、食品等製造事業者の経営基盤強化を図るものである。

なお、この補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業、補助率等)

第2条 補助対象事業、補助率等は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第3条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号の事業実施計画書、様式第2号の補助金交付申請書及び関係書類を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、補助金交付申請額の算定に当たり、消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不採択の決定を行い、様式第3号により申請者にその旨通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 事業実施主体は、規則第7条の規定により申請の取下げをしようとするときは、様式第4号により取下書を知事に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第6条 第4条の規定により補助金の交付決定を受けた事業実施主体（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第5号により知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業を実施する地の変更
- (4) 事業の実施期間の延長
- (5) 補助金を増額する場合又は20%を超えて減額する場合
- (6) 事業内容の主要な部分に関する変更
- (7) その他知事が必要と認める場合

(実績報告)

第7条 補助事業者が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第1号及び様式第6号によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第11条に規定する通知の様式は、様式第7号によるものとする。

(補助金の支払)

第9条 補助金は、規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第10条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	<p>1 自社で企画又は製造する加工食品の販路開拓のための食品専門展示会への出展で、次の要件を満たすものとする。ただし、1年度につき1回に限る。</p> <p>(1) 対象となる食品専門展示会の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出展者、来場者が広く公募されるものであり、卸売事業者等が自社の販路拡大の一環で開催するものでないこと。 ・島根県外（日本国内に限る。）で開催されるものであること。 ・相当数の来場者が見込まれるものであること。 ・商品販売を目的とするものでないこと。 ・スーパーマーケットトレードショー、アグリフード EXPO、シーフードショー等の県がブースを設ける展示会・商談会でないこと。 <p>(2) 事業実施主体が行う事業の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が自ら応募し、ブースを出展すること。 ・事業実施主体の役員、従業員が参加して商談を行うこと（オンラインによるものを除く。）。 ・商品販売を行わないこと。 ・国又は県の他の補助金等（これらを財源とする市町村その他の団体の補助金等を含む。）の交付を受けていないこと。 <p>2 複数の事業実施主体が共同して1つのブースを出展する場合（以下「共同出展の場合」という。）は、前項の要件に加え、当該複数の事業実施主体それぞれが展示、商談のスペースを十分に確保できると認められるものであること。</p>
補助対象経費	<p>1 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。なお、人件費及び公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費は対象としない。</p> <p>(1) 出展小間料</p> <p>(2) 小間装飾費</p> <p>(3) 旅費</p> <p>(4) 資材輸送費</p> <p>(5) その他知事が必要と認めるもの</p> <p>2 共同出展の場合、前項第3号の旅費及び第4号の資料輸送費は、ブースのスペースを考慮し適切と認められる人数及び資料の数量に係るものに限る。</p>
事業実施主体	<p>島根県内に主たる事業所又は工場を有する食品等製造事業者（産業分類上の主たる業種が食料品製造業等に属さない事業者であっても、自社で食品を企画又は製造しているものは含む。）で、次の要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 島根県税の滞納がないこと。</p> <p>(2) 暴力団等の反社会勢力との関係を有しないこと。</p> <p>(3) 公序良俗に反する活動を行う、又は行う恐れがあるものでないこと。</p>
補助率	1 / 2 以内
補助上限額	<p>200 千円</p> <p>ただし、共同出展の場合及び市町村その他の団体の補助金等（国又は県の他の補助金等を財源とするものを除く。以下同じ。）の交付を受けている場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 共同出展の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの事業実施主体に交付する補助金の額は、それぞれが負担する補助対象経費の 1 / 2 以内とする。 ・それぞれの事業実施主体に交付する補助金の額の合計の上限額は、300 千円とする。 <p>(2) 市町村その他の団体の補助金等の交付を受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村その他の団体の補助金等を優先して充当するものとし、当該補助金等とこの補助金を合算した額（共同出展の場合は、それぞれの事業実施主体に対する補助金を合算した額）は、補助対象経費の 3 / 4 以内とする。
補助下限額	なし

様式第1号（第3条・第7条関係）

令和 年度食品専門展示会出展支援事業
事業実施計画書（実績報告書）

※重要変更時及び実績報告時に実施計画書の内容に変更があった場合は、変更が発生した項目欄における変更前の計画を（ ）書きし、同欄内に変更後の内容を記載する。

■企業概要

企業名	
主要製品	
担当者 職・氏名	
TEL	
E-mail	
従業員数	人 うち役員： 人 うち正社員： 人 うちパート等： 人

※複数事業者による共同出展の場合、それぞれの事業者について記載すること。

■出展計画

展示会の名称	
開催日程	令和 年 月 日（ ） ～ 月 日（ ）
開催場所	所在地： 会場名：
主催者	
出展者数	前年実績： 社 今年度見込 社
来場者数	前年実績： 社 今年度見込 人
出展内容	<input type="checkbox"/> 展示会の特徴（主なターゲット、展示会の専門性、来場者の業種・エリア等）
	<input type="checkbox"/> 出展商品（商品の特徴、展示会でのセールスポイント）
	<input type="checkbox"/> 準備状況（商談企画書、試食方法、PR 資材、装飾等）
	<input type="checkbox"/> 現地対応者 職、氏名 (職名) (氏名) (職名) (氏名) (職名) (氏名)
成果目標	<input type="checkbox"/> 商談件数 : 件
	<input type="checkbox"/> 成約件数 : 件
	<input type="checkbox"/> 目標取引額 : 千円
	<input type="checkbox"/> その他（重点的に開拓したい販路等）

■収支計画

経費区分	支出見込額	積算根拠、説明など
出展小間料	円	
小間装飾費	円	
旅費	円	
資材輸送費	円	
支出合計	円	
自己資金	円	
市町村等補助金	円	
食品専門展示会出展 支援事業費補助金	円	

※複数事業者による共同出展の場合、「積算根拠、説明など」欄にそれぞれの事業者の負担額又は配分額を記載すること。

※市町村等の補助事業を併用する場合は、市町村等の補助対象経費を含めて記載すること。

※実績報告書にあっては、支出見込額を支出額に改めて記載すること。

特例① 市町村等の補助事業を併用する場合

※市町村等の補助事業の概要について記載すること。

事業名	
市町村等名	
補助対象経費	
補助率上限	
補助額上限	

特例② 複数事業者により共同出展する場合

共同出展者名	
(共同出展者の) 本事業申請有無	

■添付書類（事業実施計画書）

①県税の滞納がないことを証明する書類	④会社概要、商品パンフレット等
②誓約書（様式第8号）	⑤直近2期の決算書
③食品専門展示会の概要を説明した資料（募集要項など）	⑥見積書等の支出見込額の積算根拠等がわかる資料

※複数事業者による共同出展の場合、①、④及び⑤はそれぞれの事業者分を提出すること。

■添付書類（実績報告書）

- ・領収書等の支出額を証する書類

様式第2号（第3条関係）

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

（※共同申請の場合は連名で記載）

令和 年度食品専門展示会出展支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円を
交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業内容及び経費 別添「事業実施計画書」のとおり
2. 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

様式第3号（第4条関係）

指令ブランド第 号

補助金交付決定通知書

名 称

代表者氏名 様

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度食品専門展示会出展支援事業費補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

令和 年 月 日

島根県知事 印

記

補助年度	令和 年度
補助対象経費	円
交付決定額	円
交付条件	裏面のとおり。

(様式第3号 裏面)

交付条件

- 1 本事業に要する経費及びこれに対応する補助金の額は、申請書記載のとおりとする。
ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 2 補助金の額の確定は、補助対象事業に要した実支出額に食品専門展示会出展支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する補助率を乗じて得た額又は補助金の交付決定額のいずれか低い額とする。
- 3 申請者は、要綱の規定を遵守しなければならない。

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名
(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度食品専門展示会出展支援事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け指令ブランド第 号で交付決定のあったこの事業について、食品専門展示会出展支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり取り下げます。

記

1 交付決定通知額 金 円

2 取 下 げ 理 由

島根県知事 様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名
(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度食品専門展示会出展支援事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令ブランド第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり変更したいので、食品専門展示会出展支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更内容

変 更 前	変 更 後

※ 上記の各欄に変更内容の概要を記入し、さらに詳しくわかるものを任意の書式により添付すること。

2 変更理由

--

様式第6号（第7条関係）

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名
(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度食品専門展示会出展支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令ブランド第 号で交付決定のあったこの事業について、食品専門展示会出展支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

併せて精算額 円の交付を請求します。

記

実績 別添「実績報告書」のとおり

様式第7号（第8条関係）

指令ブランド第 号

補助金額確定通知書

名 称

代表者氏名

様

令和 年 月 日付けで提出された令和 年度食品専門展示会出展支援事業実績報告書に基づき、令和 年 月 日付け指令ブランド 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、補助金等交付規則第11条の規定により、金 円に確定します。
なお、精算額 円を別途支払います。

令和 年 月 日

島根県知事

印

誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

（※共同申請の場合は連名で記載）

記

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）等の反社会的勢力であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）等の反社会的勢力の一員であること。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等の反社会的勢力を利用するなどしていること。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員等の反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員等の反社会的勢力であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。